

令和 8 年 6 月

江南市議会建設産業委員会会議録

6 月 18 日

江 南 市 議 会 建 設 産 業 委 員 会 会 議 録

令和 8 年 6 月 18 日〔木曜日〕午前 9 時 30 分開議

本日の会議に付した案件

議案第 64 号 令和 8 年度江南市一般会計補正予算（第 3 号）

第 1 条 歳入歳出予算の補正のうち

経済環境部

都市整備部

水道部

の所管に属する歳入歳出

第 4 条 地方債の補正

議案第 66 号 令和 8 年度江南市水道事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 67 号 令和 8 年度江南市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

年度調査事項について

行政視察調査日程について

行政視察の調査先及び調査項目について

当委員会の研修会について

市民と議会との意見交換会について

出席委員（7 名）

委員長 尾 関 昭 君

副委員長 牧 野 行 洋 君

委員 野 下 達 哉 君

委員 堀 元 君

委員 三 輪 陽 子 君

委員 藤 岡 和 俊 君

委員 土 井 紫 君

欠席委員（0 名）

委員外議員（0 名）

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

主 査 伊 藤 典 子 君

主 任 岩 田 直 幸 君

説明のため出席した者の職、氏名

市長	澤 田 和 延 君
経済環境部長	石 坂 育 己 君
経済環境部参事	鈴 森 光 伸 君
都市整備部長	鵜 飼 篤 市 君
危機管理室長兼水道部長兼水道事業水道部長	茶 原 健 二 君
企業誘致推進課長	尾 関 高 啓 君
企業誘致推進課主幹	駒 田 直 人 君
農政課長	夫 馬 靖 幸 君
農政課副主幹	宇佐見 裕 二 君
都市計画課長	山 本 健太郎 君
都市計画課副主幹	安 田 裕 一 君
都市計画課副主幹	三 輪 晶 俊 君
都市整備課長	小 池 浩 司 君
都市整備課主幹	加 藤 考 訓 君
土木課長	伊 藤 達 也 君
土木課副主幹	酒 匂 智 宏 君
土木課副主幹	川 崎 智 之 君
水道部下水道課長	村 瀬 猛 君
水道部下水道課主幹	今 枝 寛 君
水道部下水道課副主幹	磯 部 将 人 君
水道部下水道課副主幹	石 井 詠次郎 君

水道事業水道部水道課長	中 村 雄 一 君
水道事業水道部水道課主幹	青 山 裕 泰 君
水道事業水道部水道課副主幹	小 島 宏 征 君
水道事業水道部水道課副主幹	鈴 木 敏 夫 君

○委員長 定刻より少々早いですが、ただいまから建設産業委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。

令和 8 年度の最初の委員会となります。私のほうは、令和 2 年以来の建設産業委員会委員長を仰せつかりました尾関 昭と申します。令和 2 年は、実はコロナ禍で何かと省略され、私もやった記憶がないぐらいの委員会、委員長運営でしたけれども、今年度はフルスペックになっておりますので皆様方に忌憚のない御意見をいただきまして委員会を盛り上げていきたいと思っております。どうぞ 1 年間よろしくお願いいたします。

ここで委員会での服装ですが、時節柄、上着、ネクタイの着用につきましては適宜お取り計らいくださいますようによろしくお願いいたします。

市長から挨拶をお願いいたします。

○市長 おはようございます。

去る 6 月 5 日に 6 月定例会が開会されて以来、連日終始慎重に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件はいずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではありますが御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長 ありがとうございます。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第 64 号 令和 8 年度江南市一般会計補正予算（第 3 号）をはじめ 3 議案の審査を行います。

なお、委員会の案件が終わりましたら委員協議会を開催いたします。

暫時休憩します。

午前 9 時 31 分 休 憩

午前 9 時 33 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序につきましては付託順により行いますが、本委員会の水道部長と総務委員会の危機管理室長が兼務となっておりますことから、水道部と危機管理室の審査が重複した場合には審査順を入れ替えるなど適宜対応してまいりたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては御協力いただきますようお願いいたします。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑、答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長指名の後に発言くださるよう議事運営に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その他は退席していただいて結構です。

審査に入ります。

議案第64号 令和8年度江南市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

経済環境部

都市整備部

水道部

の所管に属する歳入歳出

第4条 地方債の補正

○委員長 最初に、議案第64号 令和8年度江南市一般会計補正予算（第3号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、経済環境部、都市整備部、水道部の所管に属する歳入歳出、第4条 地方債の補正を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査をしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

最初に、経済環境部農政課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○農政課長 議案第64号 令和8年度江南市一般会計補正予算（第3号）のうち、農政課が所管する補正予算につきまして御説明申し上げます。

初めに、歳入につきまして御説明させていただきますので、議案書の138、139ページの中段をお願いいたします。

16款2項4目1節農業費補助金で72万5,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、歳出につきまして御説明させていただきますので、議案書の146、147ページの中段をお願いいたします。

6款1項1目農業費で72万5,000円の増額をお願いするものでございます。

内容といたしましては、147ページの説明欄、担い手育成支援事業で72万5,000円の増額をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○藤岡委員　こちらは今まで年間150万円だったものが165万円になったということをお聞きしておりますが、これが制度改正だということなんですけれども、どのような、例えば年齢も前は基準があったと思うんですが、そういうところも踏まえてどのような改正になっているのかを再度ちょっと詳しく教えてください。

○農政課長　今委員のほうがおっしゃられたとおり、年齢等についての改正はございません。今回、認定新規就農者へ補助を行う経営開始資金につきまして、年間150万円だったのが15万円増額されまして165万円になったという金額の変更でございます。

○藤岡委員　年数も、今まで5年でしたけど、それも5年が上限で変わらないんでしょうか。

○農政課長　認定期間の変更もございません。

○藤岡委員　それに今該当している方、既に150万円払っている方が継続して今年度からそれが165万円に変わっていくという、そういうような認識でよかったでしょうか。

○農政課長　そのとおりでございます。今年度対象となっている農業者の方は……。

すみません、まずは先ほどの答弁のほうをちょっと訂正させていただきます

す。5年と言いましたのは認定農業者の認定期間が5年ということで、この補助金につきましては3年間の補助金でございまして、それにつきまして変更はございません。答弁訂正させていただきます。どうもすみませんでした。

それで今の質問でございすけれども、今年度対象が5名ございまして、3名の方が150万円から165万円になっております。あと、お二人ですけれども、夫婦型ということで夫婦で営農されておりました、こちらのほうはお二人合わせて普通の方の1.5倍の補助金を支払うことになっておりました、この方に対しましては増額分も1.5倍となっております。

○藤岡委員 もし、今年新規就農して認定農業者になって認められた方は今年はこの対象になるのかならないのか、最後、それだけお聞きしたい。

○農政課長 今年度からの改正でございすので、今年度なられた方については対象となりますが、今年度は認定新規就農者になられる御予定の方はございません。なので、今年度についてはちょっとないかと思えます。ただ、来年度以降については予定されている方がお見えですので、その方については増額した形で進めていく予定となっております。

○藤岡委員 ありがとうございます。

○委員長 ほか、質疑はありませんか。

○牧野委員 関連する質問なんですけれども、新規就農者で165万円に増えたのはうれしいんですけども、ほかにも何か補助とかございすか、新規就農者に対して。

○農政課長 このほかには経営発展支援事業といたしまして、今の補助金は年額165万円という定額なんですけれども、こちらのほうは資材や農機具等の購入資金の支援ということで、金融機関から融資を受けられた方については金額の4分の3を、165万円を使われた方については上限500万円までの4分の3を補助金として交付する制度がございす。

○委員長 ほかはありますか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて企業誘致推進課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○企業誘致推進課長　それでは、議案第64号　令和8年度江南市一般会計補正予算（第3号）のうち、企業誘致推進課の所管する補正予算につきまして御説明させていただきます。

歳出でございます。

議案書の148ページ、149ページをお願いいたします。

最上段の7款1項2目企業誘致推進費で、内容につきましては149ページの説明欄をお願いいたします。

企業誘致等推進事業としまして、6,914万9,000円の減額をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　議案質疑のほうで、この減額は2年分をまとめたものということで昨年については変わらないということがあったんですけれども、減額したとしても、もともと5億4,000万円でしたので4億6,000万円ほどは補助をとということになっておりますけれど、以前上限が10億円から4億円に今後変わるというようなお話があったんですけれども、今後というのはいつからということ、近いうちにそういう予定があるのかということと10億円を4億円にできたのならもうちょっと早くできなかったのかなとは思いますが、もともと、この補助金が県と市が同額というところがちょっとやっぱり、県は裕福かもしれませんけれど県内にはかなり、裕福なところとなかなかうちのように財政的に困難なところがあるんですが、そこら辺が同じというところがちょっと納得いかない部分もあるんですが、県との交渉みたいなこと、この補助金について何か市としてできることというのがあるのかどうか。ちょっと4億円になったところのいきさつとかが分かれば教えてください。

○企業誘致推進課長　まず、企業再投資補助金の改正は本年4月1日付で施行しております。

改正内容としましては委員仰せのとおり、市と県合わせて10億円から限度額を4億円に下げました。その理由としましては、近隣自治体の補助限度額及び本市のこれまでの交付実績等を参考に、この時期にやらせていただきま

した。県と同じ額というのは、これは制度的に市が補助をする限度額に県も合わせ込んでくるものでございまして、今回10億円から4億円に引き下げたことによって県も同じ引下げになってくるということでございます。県に対し要望活動などは特にしておりませんけども、ヒアリング等のときに少し、こういう御指摘がありましたということでお話のほうはさせていただきたいなと思っております。

○三輪委員　確認ですが、そうすると、市によって例えば上限を10億円とか20億円にしているところもあるし、4億円とか2億円にしているとかそういう市によってその上限が変わるということなんでしょうか。

○企業誘致推進課長　上限は10億円です。市によって、それぞれ10億円だったり4億円だったりするところがあります。

○委員長　ほか、質疑はありませんか。

○藤岡委員　そもそもなんですけど、2社が事業費を削減、事業を縮小するというようなお話ではあったんですけど、どういう事業をどういうふうに削減、例えば工場を建てようと思ったけれどもやめたとか、新しい機械を買おうと思ったけど、10個買う予定だったけど半分の5個にしたらとかどういような削減を考えられてこういう事業費、事業を縮小するというようなことになったのかというのはもし分かる範囲で、答えられる範囲内で結構ですからちょっと教えていただければと思うんですけども。

○企業誘致推進課長　まず、この制度は固定資産取得費、土地を除く8%から10%を補助するものでございます。予算のときは認定申請の段階でまず認定申請の金額がアップーになってくるんですけども、認定申請をもってまず予算化させていただいて、その後実際に発注に入っていくって最後精算にかけていくという形です。

主な内容につきましては委員仰せのとおり、当初はこれぐらいの建物でと考えていたんですけども、いろんな情勢の変化等もありまして建物の規模を縮小したことによって中に入れる償却資産も減ったという形と、あとは償却資産自身を、予算額で申請はしておるんですけども、実際に発注のときに金額がだんだん収まってきたとか、入れようとしていた機械を少しなくしたりとか、そんな形でございます。

○委員長　　ほか、質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いて都市整備部土木課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○土木課長　　土木課が所管する補正予算につきまして御説明させていただきます。

初めに、歳入について御説明させていただきますので、議案書の138ページ、139ページの最上段をお願いいたします。

15款2項4目1節道路橋りょう費補助金で570万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、歳出について御説明させていただきますので、議案書の148、149ページの下段をお願いいたします。

8款2項1目道路橋りょう費で、財源更正をお願いするものでございます。

内容につきましては、右側説明欄を御参照いただきますようお願いいたします。

道路施設長寿命化事業につきましては、特定財源として見込んでおりました道路更新防災等対策事業費補助金の内示額が予算額を上回ったため、財源更正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○藤岡委員　　内示額が上回ったのでありがたいことなんですけど、その理由とか原因とかは何か考えられますか。

○土木課長　　理由としては、県にも確認させていただいたんですけれども、国が配分しているということで、はっきりした理由は分からないということでございます。

○委員長　　ほかはありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いて都市計画課について審

査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○都市計画課長 都市計画課所管の補正予算につきまして、御説明申し上げます。

歳入について説明いたしますので、議案書の140ページ、141ページをお願いいたします。

中段の21款5項2目11節雑入で、地域公共交通計画策定負担金返還金として81万3,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたしますので、議案書の150、151ページをお願いいたします。

下段の8款4項1目都市計画費に271万1,000円の増額をお願いするもので、内容につきましては151ページ説明欄をお願いいたします。

公共交通維持確保事業の地域公共交通計画策定等事業は、地域公共交通計画策定負担金に271万1,000円の増額と、歳入予算に計上しております地域公共交通計画策定負担金返還金81万3,000円を特定財源とするものでございます。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員 議案質疑でもあったんですけれども、ちょっと確認なんですけど、今回国からの予算が減ったんですけれども、この81万3,000円は戻ってきたということでもいいのか、ちょっとここが聞いていてよく分からなかったの、すみません、もう少し詳しく説明してください。

○都市計画課長 これに関しましては、地域公共交通会議が策定いたします地域公共交通計画の委託料に係る負担金でございまして、当初の予定では542万3,000円が委託料でございまして、その内訳としては国の補助金271万1,000円、市負担金が271万2,000円で当初予算を計上しておりました。その後、国からの補助金の内示がございまして国の補助金が81万3,000円と当初見込んでおりました額より安くなりました。その後、国庫補助金の入金が年度内には入らないということで、委託の完了は年度内に完了しなければなら

ないのですが、国庫の入金が見込めないということで委託料の全額を一旦市で立て替えまして、その後公共交通会議のほうに入ってきました81万3,000円を負担金返還金として返還していただくという手続に変更した関係で、お金のやり取りがちょっと変更になったものでございます。

○三輪委員　　お金のことは分かりました。

それでちょっと心配しているのが、今、北部地域の公共交通についての懇談会がこれから始まるんですが、それで今年度中にこの計画をつくるということで、今話し合っていることがちゃんと反映できるのかどうか大変疑問なんですが、ちょっとその辺りの見通しはどうなんでしょうか。

○都市計画課長　　計画策定に係る予定でございますが、6月1日に業者と委託契約を締結したと伺っておりまして、6月、7月でおおよその計画の素案の作成、その後、地域公共交通会議に諮りまして、その後8月、9月頃に計画案の修正を行いまして、その後また地域公共交通会議のほうに諮りまして、12月頃にパブリックコメントを実施いたしまして、年度の末、3月末には計画を公表する予定で今のところ進めております。

○三輪委員　　業者のほうに委託して業者がつくっていくというようなことだとは思いますが、今回の地域懇談会もあの3か所だけということで、本当に車に乗れない方の声がちょっと反映できないんじゃないかなということでちょっとこのまま、3月にできたものが本当に今後10年ぐらいの間の計画としていいのかどうか、できればもうちょっと細かに市民の声を聞くということで、何とか策定までにやってもらいたいですね。要望です。

○委員長　　ほか、質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いて都市整備課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○都市整備課長　　都市整備課所管の補正予算につきまして、御説明申し上げます。

議案書の135ページをお願いいたします。

第4表の地方債補正として上段、街路改良事業を掲げております。

続きまして、歳入につきまして御説明申し上げます。

138、139ページ、中段をお願いいたします。

15款4項5目2節都市計画費交付金でございます。

はねていただきまして、140、141ページ最下段をお願いいたします。

22款1項4目3節都市計画債でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

152、153ページ上段をお願いいたします。

8款4項2目都市整備費は、財源更正をお願いするものでございます。

右側説明欄をお願いいたします。

都市計画道路整備事業（江南通線）で、物件調査委託料、街路改良補償費及び街路改良用地費の特定財源として見込んでおりました社会資本整備総合交付金事業の内示額が予算額を下回ったため、街路改良用地費のみに充当することとし、財源更正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　この江南通線がなかなか進まない状況もあるんですけれども、今回出ている、ちょっと確認なんです、その物件調査委託料は何件ぐらいの物件の調査料なのかと、あと街路整備がどこからどこまでなのか確認させてください。

○都市整備課長　今年度の事業の内容としまして、今お尋ねにありました物件補償につきましては3件予定しております。それとともに、用地取得としまして4筆の予定でございます。

それから、今事業を施行しております内容でございますけれども、県道一宮犬山線との交差点でございます古知野千丸南の信号交差点の南側、そこから約97メートルの区間についてですね。特に今、右折レーンがなくて渋滞が発生している状況もございますので、そういったことを目的としまして、今現道の幅員が約10メートルなんですけれども、そちらのほうを20メートルに拡幅する内容でございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○堀委員　今のところって旧ササキビルか何かあるでしょう、あの角のあそこはやるのやらないの、あそこもやるんでしょう。

○都市整備課長　先ほど申し上げました古知野千丸南の信号交差点の南東に位置しますビルにつきましても補償のほうをさせていただき、用地取得をしまして、その交差点から南へ約100メートル程度の拡幅を行います。

○堀委員　昔からずうっと見ておるんだけど、あのビルなんかは全然何にも使っておらんわけだわ。空き家同然でしょう、そういうことも考慮して撤去等費用、持ち主がどう言ってくるか分からんけれども、しっかりそこんところは精査してやらないと、広くなるので壊さへんというふうなうわさも聞いたよ、本当は壊したいんだけど、道路が広くなるもんだから補償されるものだから壊すのは延期しているというふうなうわさも聞いたことある、だから、そういうことも踏まえてしっかり対応をしてください。以上です。

○委員長　ほか、質疑はありませんか。

○野下委員　そもそも江南通線ですけど、今拡幅等をやっていらっしゃるんですけど、これ最終は何年度に完成の予定ですか。

〔他に発言する者あり〕

○都市整備課長　今施工中であります、先ほども申し上げています交差点から約100メートルの区間につきましての完成年度としましては、令和13年度の完成を目指して進めております。

○野下委員　そこまでが令和13年度でさらにまだ残っておると思いますが、その部分については全く、交渉もあるんでしょうから、未定ですか。

○都市整備課長　そこからさらに南の区間につきましては、現在まだ事業化をするかどうかという結論には至っておりませんので、ほかの路線、都市計画道路の整備の必要な路線等、区間等もありますので、その全体で優先順位を踏まえて今後どの路線を整備していくかというのを考えていきたいというふうに思っております。

○野下委員　分かりました。

○堀委員　今の話の続きで、お寺があるでしょう、あれ。あそこもお寺も、石垣もそれから鐘つき堂も引っかかる可能性があるね、莫大な費用がかかるよ、あれは。そんなことをやっておるよりも岩倉江南線を延長して向こうを

先にやったほうが、あれをやれば渋滞は解消できるでね、前野のほうかな、あっちを先にやったほうがええと思うよ。あんなにお寺をやっただけでもえらいことだぞ、あれは、あの石垣だけでも。というようなことで、一応意見としてやね。

○委員長　　大変貴重な御意見ありがとうございます……。

〔「いいですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　どうしてもお話ししたいですか、どうぞ。

○都市整備部長　　先ほど課長のほうからも申し上げましたが、優先度の高い路線からということで、今の江南通線につきましては100メートル区間、特に一宮犬山線のほうに右折する車が大変あそこで詰まるということで渋滞がありますので、まずはあその区間を進めさせていただきたいと思います。その後は先ほど堀委員のほうからおっしゃられた江南岩倉線、今回一般質問で答弁させていただきましたが、非常に課題と認識しておりますので、次の事業として優先的に進めたいと今のところ考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○堀委員　　あちらをね。切り替えて向こうを先にやったほうがええと思います。向こうのあれができれば本当に江南通線のあの渋滞は解消されます、間違いなく、これも前向きに検討してください。以上です。

○委員長　　貴重な御意見ありがとうございます。

ほか、質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いて水道部下水道課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部下水道課長　　議案第64号のうち、下水道課が所管する補正予算につきまして御説明をさせていただきますので、議案書の135ページの中段をお願いいたします。

第4表　地方債補正として、雨水貯留施設整備事業を掲げてございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので138ページ、139ページの上段をお願いいたします。

15款 2 項 4 目土木費国庫補助金、2 節河川費補助金、説明欄の特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助金で3,380万円の減額補正をお願いするものでございます。

同じく中段をお願いいたします。

16款 2 項 6 目土木費県補助金、3 節河川費補助金、説明欄の特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助金で1,690万円の減額補正をお願いするものでございます。

ページをはねていただきまして、140ページ、141ページの中段をお願いいたします。

22款 1 項 4 目土木債、2 節河川債、説明欄の雨水貯留施設整備事業債で1,520万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたしますので150ページ、151ページの上段をお願いいたします。

8 款 3 項 1 目河川費は、説明欄の雨水貯留施設整備事業で1億6,431万7,000円の減額補正及び特定財源の財源更正をお願いするものでございます。

ページをはねていただきまして、152ページ、153ページの中段をお願いいたします。

8 款 6 項 1 目下水道費は、下水道事業会計への繰出金でございます。

右側説明欄を御覧ください。

下水道経営事業において、繰出金として53万円の増額補正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、後ほどの議案第67号 令和8年度江南市下水道事業会計補正予算（第1号）で御説明させていただきます。説明は以上でございます。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員 今回、国・県の補助金がなくなったので減額ということなんですけれども、これで結局どこの貯留施設の工事ができなくなって、それは今後いつ頃できるというか、延期でいつ頃になるのかというのが分かっていれ

ばお願いします。

○水道部下水道課長 補助金が減額になったわけではなく事業費が減額になったためにその財源更正を今回お願いするということで、余ったから返すとかそういうわけではございません。

○三輪委員 では特に、これまで予定していた貯留整備事業が延期になるとかそういうことではなくて、予定どおり進んでいるということでよろしいでしょうか。

○水道部下水道課長 事業費が減額になっただけで事業の進捗については影響ございません、もしくは早まるというぐらいでございます。

○委員長 ほか、ありますか。

○藤岡委員 今のは契約に伴うということですね。少ない契約金で契約することができたのでその分事業費も少なくなったというか、競争入札はもうずっと前に終わっていたんですね。

○水道部下水道課長 予算編成時から比べますと中身が精査されて、例えばストックしてあった土の質が、流用をできるような土が出てきましたとか、あとは労務単価の上昇率なんかが確定してきたということで減少率が抑えられたとか、そんな内容によりまして予算編成時では想定できなかったことが発注してから起こったと、それに伴って予算規模を減額したよということでございます。

○委員長 ほか、質疑ありませんか。

○牧野委員 古知野南小学校の次、あと何校ぐらい残っていますか。タンクは、これは全部配置されたということですか。

○水道部下水道課長 現在の予定では、古知野西小学校のほうはいつということはまだ決まっていませんが、予定はされてございます。

○委員長 ありがとうございます。

ほか、質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時11分 休 憩

午前10時11分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第64号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第66号 令和8年度江南市水道事業会計補正予算（第2号）

○委員長 続いて、議案第66号 令和8年度江南市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道事業水道部水道課長 それでは、議案書の173ページをお願いいたします。

議案第66号 令和8年度江南市水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、御説明させていただきます。

173ページに収益的収入及び支出の補正予定額、資本的収入及び支出の補正予定額を定めております。

174ページから177ページにかけまして、補正予算実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を掲載しております。

178ページ、179ページをお願いいたします。

補正予算の事項別明細書といたしまして、収益的収入につきましては、1款2項4目消費税及び地方消費税還付金を掲げております。

180ページ、181ページをお願いします。

資本的収入につきましては、1款5項1目国庫補助金を掲げております。

資本的支出につきましては、1款1項2目水道建設改良費を掲げております。

内容につきましては、説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　議案質疑であったと思うんですが、ちょっと私としてはあんまり理解ができなかったので確認でお尋ねするんですが、今回、国からの8,901万1,000円という補助金が減額になったのでそれを補うのに消費税の還付金その他を充てたということでしたが、すみません、もう一度このところで何と何でこれを補って、あと今回国の補助金が減ったということなんですが、これまでの水道、これから基幹管路とかの更新があると思うんですが、今年の工事に影響がないのかどうかお尋ねいたします。

○水道事業水道部水道課長　まずお金の関係ですが、補正後の収益的収入と収益的支出の差額が2億4,318万8,000円、これは収入超過、プラスとなります。片や、資本的収入と資本的支出の差額が10億1,336万6,000円、こちらは不足となりますので、この不足分を過年度分損益勘定留保資金、それから減債積立金、建設改良積立金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、以上のお金で補填をしていくということでございます。

この国費の減額の影響でございますが、工事そのものは予定どおりやっていきたいと考えておりまして、第1次基幹管路更新計画というものがございますが、これにつきましても重要な進めるべき事項だと考えておりますので計画的に予定どおり進めてまいりたいと思います。これについては、また実施計画のほうで上げていくことになろうかと思います。

○委員長　ほか、質疑はありませんか。

○堀委員　ちょっと関係ないかもしれませんが、消費税が1%か、なくなるという話があるでしょう。その関係で還付金がどうなるか、8,000万円か800万円か消費税還付金があるでしょう、これがどうなるかまだ分かん。

○水道事業水道部水道課長　まだ詳しい情報がなくて、ニュースで私も見ましたけれども、ちょっとまだその影響が水道事業にどういうふうになるかというのはつかみ切れてはいません、ちょっと今後勉強させていただきます。

○堀委員　いろんなニュースで消費税がなくなると地方のいわゆる還付金なくなるんじゃないかというような心配もあるわけですね。国のほうのやる

ことですから、消費税は少ないほうがええけども還付金はなくなってもらっては困るわなと、それに代わるようなものはやっぱり国からくればいいけども、そこらもやっぱりしっかり情報を精査して対応していただくようお願いしたいと思います。以上です。

○委員長　ほか、質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時18分　休　憩

午前10時18分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第66号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第67号　令和8年度江南市下水道事業会計補正予算（第1号）

○委員長　続いて、議案第67号　令和8年度江南市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部下水道課長　議案第67号　令和8年度江南市下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして御説明させていただきますので、議案書の183ページをお願いいたします。

補正予算といたしまして、収益的収入及び支出の補正予算額を定めてございます。

補正予算に関する説明といたしまして、185ページに補正予算の実施計画を掲げております。

はねていただきまして、186ページ、187ページの補正予算の事項別明細書をお願いいたします。

収益的収入につきましては、1款2項1目他会計負担金と2項3目補助金を掲げております。

内容につきましては、説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

はねていただきまして、188ページ、189ページをお願いいたします。

収益的支出につきましては、1款1項5目排水設備費を掲げておりまして、これは財源更正をお願いするものでございます。

内容につきましては、説明欄も御覧いただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑もないようですので、これをもって質疑を……。

〔「休憩ちょうだい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時21分　休　憩

午前10時22分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第67号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了しました。

なお、委員会審査に関する報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

年度調査事項について

○委員長　　続きまして、年度調査事項等を協議していただきます。

〔「委員協議会に入ることですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　まだです。委員協議会に入るところで休憩をします。

今年度当委員会の調査事項及び行政視察について決めていただきたいと思います。なお、昨年度までの建設産業委員会の年度調査事項と行政視察の調査先を一覧表にしてタブレット端末に配信してありますので御参考にしてください。

最初に、年度調査事項を議題といたします。皆さん見ていただけていますかね、御意見ある方はよろしく願いいたします。

どうでしょう、特に例年どおりで進めさせていただいても問題なさそうですかね。

○堀委員　　正・副委員長に任せておきますわ。

○委員長　　はい。

よろしいですね。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　では、御意見も尽きたようでありますので今年度の当委員会の調査事項は、令和7年度と同じく1項目から9項目までを全く同じ項目とすることにしたいと思いますが、こちらで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　御異議もないようでありますので、今年度の当委員会の調査事項はそのように決定させていただきますのでよろしくお願いいたします。

また、ただいま決定いたしました事項については、会議規則第111条の規定により閉会中の継続調査として議長に申出をしていきたいと思います。

行政視察調査日程について

○委員長　　続きまして、行政視察調査日程を議題といたします。

では、事務局のほうに読み上げてもらっていいですかね。

○事務局　それでは、行政視察調査日程について、事務局より説明をさせていただきます。

現在の案といたしましては、A案がこちら資料のとおり9月29日火曜日から9月30日水曜日までと、B案の10月13日火曜日から10月14日水曜日までと、C案の11月4日水曜日から11月5日木曜日までの3案となっております。この中からどの日程で実施されるのかをお決め願いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長　ただいま御提示いただきましたA、B、C3案につきまして、御意見等はございますでしょうか。

改めて都合が悪いよというところは。

暫時休憩します。

午前10時27分　　休　憩

午前10時27分　　開　議

○委員長　再開いたします。

今、事務局の御提示いただきました3案のうちのA案9月29日、30日、B案10月13日、14日の2案を検討とさせていただきたいと思っております。この2案の中の1泊2日で実施していきたいと思えます。

行政視察の調査先及び調査項目について

○委員長　続きまして、行政視察の調査先及び調査項目を議題といたします。

先ほど決めていただきました当委員会の年度調査事項に基づき御協議いただきたいと思います。どちらか候補地等ありましたら御意見いただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「お任せします」と呼ぶ者あり〕

〔「一任します」と呼ぶ者あり〕

○委員長　よろしいでしょうかね、正・副委員長一任とのことですが、これで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議もないようでございますので、それでは正・副委員長で協

議し、決めさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

当委員会の研修会について

○委員長　　続きまして、今年度の当委員会の研修会を議題といたします。

研修会の日程、テーマ、講師などについて御相談したいと思います。日程は、議会や会議、視察がないところになろうかと思います。また、講師の都合もありますので、本日はまず研修テーマについて、何か適切なテーマや講師を御存じでしたら御発言いただきたいと思います。

御意見がありましたらお願いします。

○藤岡委員　　会議録って取らないかんですか。

○委員長　　止めますか。

○藤岡委員　　どちらでもいいです。

○委員長　　暫時休憩します。

午前10時29分　　休　憩

午前10時31分　　開　議

○委員長　　では、再開いたします。

何か御意見とか御提案がございましたら正・副委員長までお知らせいただきますと幸いです。9月の委員会の折、皆様方の御意見、御提案などを踏まえて改めて御相談させていただきたいと思います。

市民と議会との意見交換会について

○委員長　　続きまして、市民と議会との意見交換会を議題といたします。

この件につきましては、議会改革特別委員会において、各常任委員会で団体との意見交換会を行い、対象団体、テーマ、日程、開催場所については各常任委員会で検討していくことと決定したところであります。これを受けまして本日皆様に御協議をお願いするものでございますが、団体との意見交換会の過去の実績をタブレット端末のほうに配信しております。出ますかね。そちらを参考にしてください。

それでは、対象団体とテーマについて御意見を求めたいと思います。いかがでしょうか。

〔「検討しておきますが、お任せします」と呼ぶ者あり〕

○委員長　では、御意見もないようですので、今月中に正・副委員長へ何か御意見がありましたら御報告願いたいと思います。

候補が多数ある場合につきましては、正・副委員長において調整を図り決定していきたいと思います。また、候補が出なかった場合には正・副委員長に御一任いただきたいと思いますと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議もないようでございますので、そのように決めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上で、本日の議題は全て終了いたしました。

以上で、建設産業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前10時33分　　閉　　会

江 南 市 議 会 委 員 会 条 例 第 2 9 条 第 1 項
の 規 定 に よ り こ こ に 署 名 す る 。

建 設 産 業 委 員 長 尾 関 昭